

第18回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 平成23年7月13日(水) 午後1時30分~午後2時45分
- 2 場 所 秋田市役所 議場棟 第3委員会室
- 3 次 第
 - 1 開会
 - 2 部会長あいさつ
 - 3 議 事
「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 4 出席委員 横山 智也 委員
恒松 良純 委員
片倉 健 委員
岡部 久子 委員
鈴木 充 委員
瀬戸下 伸介 委員
石垣 充 委員 以上7名
- 5 欠席委員 加藤 一成 委員
嘉藤 潔 委員
金子 健三 委員
半田 和彦 委員
渡部 高明 委員 以上5名
- 6 事務局出席者 佐々木都市計画課長
中島都市計画課副参事
佐藤都市環境担当主席主査
伊藤都市環境担当主査
櫻庭都市環境担当技師

議事録署名委員の指名

- 司会 本日の会議は、総数12名の内、半数以上の計7名の委員の方が出席しており、秋田市都市景観形成専門部会設置規程第3条第2項の規定により本会議は成立していることをご報告する。
はじめに議事録署名委員2名の指名をしていただく。
- 部会長 議事録署名委員2名については、恒松委員と片倉委員に願います。
- 恒松委員 ~了承~
片倉委員 ~了承~
- 3 議事
「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議」
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
- 事務局 (議事資料について説明)
- 部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。
- 委員 今回の事前協議の年次計画では平成23年度から平成25年度まで事業を予定しているようだが、この3年間で550万円を活用するということか。
- 事務局 3年間で補助金の額が550万円に満たなければ、その後の7年間で限度額の550万円になるまで活用が可能である。
- 委員 事前協議建造物に関する事業は3年間で終了するということか。
- 事務局 今のところ、3カ年計画で事業を行う予定となっている。
- 委員 補助の限度額は10年間で550万円ということでしょうか。
- 事務局 概要版に記載のとおり、建造物本体の修理・改修の限度額が300万円、各種設備の外観修景と景観阻害要因の解消の限度額が200万円、設計に関する限度額が50万円、これらの各項目の合計が550万円となり、10年間で活用できるものである。
- 委員 自動販売機の移動が計画されているが、どこに移動するのか。販売のために現位置に設置されているものと考えられるが、移動しなくても目隠し等による方法も考えられると思うがどうか。
また、屋外広告物の改善として、表示面の部分が変更になっているが、どのような改善となるのか。

事務局 年次計画は、事前協議のその他の書類として提出されたものであり、自動販売機の移動は平成24年度に計画されているものである。現時点の計画では、移動ということになっているが、今後、目隠し等の方法についても事前協議者と相談しながら、検討していきたい。

また、屋外広告物の表示面部分については、木製のものに変更するイメージとなっている。あくまでも事前協議者から提出された、年次計画から事務局が完成イメージとして作成したものである。次年度以降の計画については、事前協議者と検討をしながら進めていきたいと考えている。

委員 今回の専門部会では、今年度実施の屋根の葺き替えが審議対象になると考える。そこで、屋根の葺き替えについて確認したい。写真では、ファサード右側の玄関屋根のみが銅板葺きになっているように見えるが、建物全体の屋根を銅板葺きにする根拠を確認したい。

事務局 現在、玄関屋根部分および道路に面した1階と2階の間の屋根も銅板となっており、この部分以外の大屋根部分についても銅板にしたいとの事前協議者の意向である。現在のものより同等以上の材料を使用するというので、市としては良と判断したものである。

委員 建物の屋根がもともと銅板であるという情報等があったのか。

事務局 もともと大屋根部分は銅板と聞いている。

委員 銅板と銅板では、金額に差があると思うが、検討はしたのか。

事務局 材質により金額に差はあるが、今回の事前協議においては、補助対象基準の「使用材料は建築時と同等またはそれ以上の耐久性を有するものを使用すること」に合致するものと考えている。

委員 補助金の限度額のことについての確認となるが、建造物本体の修理・改修の限度額が300万円、各種設備の外観修景と景観阻害要因の解消の限度額が200万円、設計に関する限度額が50万円と各項目の限度額があるが、例えば、3年間で550万円の活用でも良いということか。

事務局 10年間に550万円の活用が可能であるということで、3年間で550万円の活用も可能であるし、10年間という長いスパンでの550万円の活用でも良いということである。

委員 今回の屋根の葺き替えは、雨漏りの解消など、必要があって実施するものなのか。

事務局 協議者からの聞き取りから、前回の葺き替えは平成元年前後に行ったと聞いており、約20年が経過している。銅板であれば、10年を経過した時点からメン

テナンスの時期が始まり、20年位までが塗り替えや葺き替えの時期になると考えられる。銅板葺きにすることにより、初期投資は増となるが、より長く建物の保存・使用が可能となるとの事前協議者の意向から、市としても、より耐久性を有する材料を使用するというので、基準を満たすものと判断した。

また、屋根の現在の状況は、特に激しく雨漏りがするという状況ではないが、屋根の写真から、錆等が確認されることから、事前協議者も屋根の葺き替えを一番早くやりたいとの意向である。

委員 銅板は耐久性があるとのことであるが、暴風雨により摩耗し、雨漏りがするというのを聞いたことがあるが、このことについてどう考えているのか。

事務局 すべての銅板が綺麗に緑青を吹いた形になるとは限らない。特に瓦屋根と一緒に葺いた場合は、その垂れ等によりその部分に変色したり、摩耗したりすることは聞いたことがある。今回の事前協議については、全体が銅板葺きであることから、その可能性は低いのではと考えている。自然の影響でいろいろな劣化は起こるかもしれないが、銅板葺きと比べた場合、劣化が少なくかつ長持ちするというので、銅板葺きを選択したと聞いている。

部会長 年次計画では、玄関前にあるブロック塀は、平成25年度に改修となっているが、撤去でなく改修なのか。

事務局 現在の予定では、ブロック塀を木材で覆う予定となっている。資料3の完成イメージでは、茶色くなっている部分となる。

部会長 平成23年度の計画でのれん改修となっているが、これは完成イメージの白くなっている部分のことか。

事務局 白くなっている部分である。
のれんは、現在も西日を避けるために午後に下げられているものであるが、この金具等の補修を実施する予定である。

部会長 建物北側の煉瓦の塀に入口のようなものがある工作物は何か。

事務局 隣接との境界に設置されている煉瓦造りの工作物である。その用途は事前協議者に確認する。

委員 のれんについては、今も西日を避けるために午後になると下げられていることは確認している。完成イメージのようになれば、景観上良いのではと思う。

委員 事前協議の建物は、現在の銅板葺きをもともとの銅板葺きにすることで、景観に寄与するものとして補助対象とするものか。

事務局 もともともから、銅板葺きであると事前協議者から聞いているし、現在、銅板と

なっている部分については、途中で銅板葺きとしたものであると聞いている。

より長く建物の保存を図りたいという、事前協議者の意向から銅板葺きとするもので、歴史的建造物の保存を目的とする本補助金の意図に合致するものと考えている。

委員 年次計画の来年度以降の事業については、市の予算措置がなされて、各年度ごとの事前協議の提出、専門部会での審議、審査を通れば実施されるということで良いのか。

事務局 そのとおりである。年度ごとに事前協議を提出いただくこととなる。

委員 完成イメージは現時点のもので、実施年度には違うイメージになる場合も考えられるということか。

事務局 そのとおりである。

部会長 来年度以降のことは、質疑応答があっても、これは対象にならないということで良いか。

事務局 そのとおりである。

委員 確認となるが、もともと銅板であったかについては確認はできないが、一部銅板となっている部分があって、今回葺き替えの大屋根部分については、同等以上の材料で、風合いというものを表現できることが期待できるから、銅板を選択したということによろしいか。

事務局 おっしゃるとおりである。

委員 自動販売機の移動とは、完全に撤去することか。もしくは、別の場所へ設置するということか。

事務局 自動販売機から収入を得ていることから、撤去するのではなく、景観上支障のない部分へ移動する予定である。

部会長 建築当初は、味噌・醤油の醸造元であったのか。

事務局 (事前協議者から提出された資料をスクリーンに写し、味噌・醤油の醸造元であったことを説明)

委員 補助金を活用して整備したという表示を現地にするものか。

事務局 景観重要建造物の指定物件については、景観法により表示することとなっているが、今回は歴史的建造物として補助するものであるので、表示は考えていな

い。将来的に事前協議の建造物が指定となれば、表示されることとなる。

委員 補助を活用しましたという表示はしないということか。

事務局 予定はしていない。

委員 資料写真のコンクリートのたたきの部分も事前協議者所有の土地となるのか。

事務局 そのとおりであり、その部分は曳山祭りの際、曳山の休憩場所にもなる。

部会長 他にご質問等がなければ、景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議の建造物は、補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するという事によろしいか。

各委員 異議なし。

部会長 承認されたので、「景観重要建造物等に関する必要事項の調査および審議について」は、その旨を審議会会長に報告する。

4 その他

部会長 次に「4 その他」について、何かあるか。

事務局 （「景観重要建造物等保存事業費補助金に関するアンケートについて」および「今年度2回目の景観形成専門部会の開催予定日について」の2件について報告）

部会長 これをもって本日予定の議題はすべて終了とする。

これは、平成23年7月13日に開催された第18回秋田市景観形成専門部会の議事録である。